

改正省エネ法による住宅・建築分野の省エネ対策の強化

平成18年4月1日施行

【改正のポイント】

ストック対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対し、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(改正前は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け)

住宅に関する対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(改正前は、努力義務のみ)

所管行政庁: 建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等
省エネ措置: 建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用
大規模修繕等: 外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は大規模の改修

【改正内容】

【省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)】

改正前

改正後

建築物



住宅



省エネ措置の努力義務

2,000㎡以上の建築物(非住宅)

・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 指示・公表

拡充

2,000㎡以上の建築物(非住宅)

・新築・増改築**及び大規模修繕等**の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 指示・公表

2,000㎡以上の住宅

・**新築・増改築及び大規模修繕等**の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 指示・公表

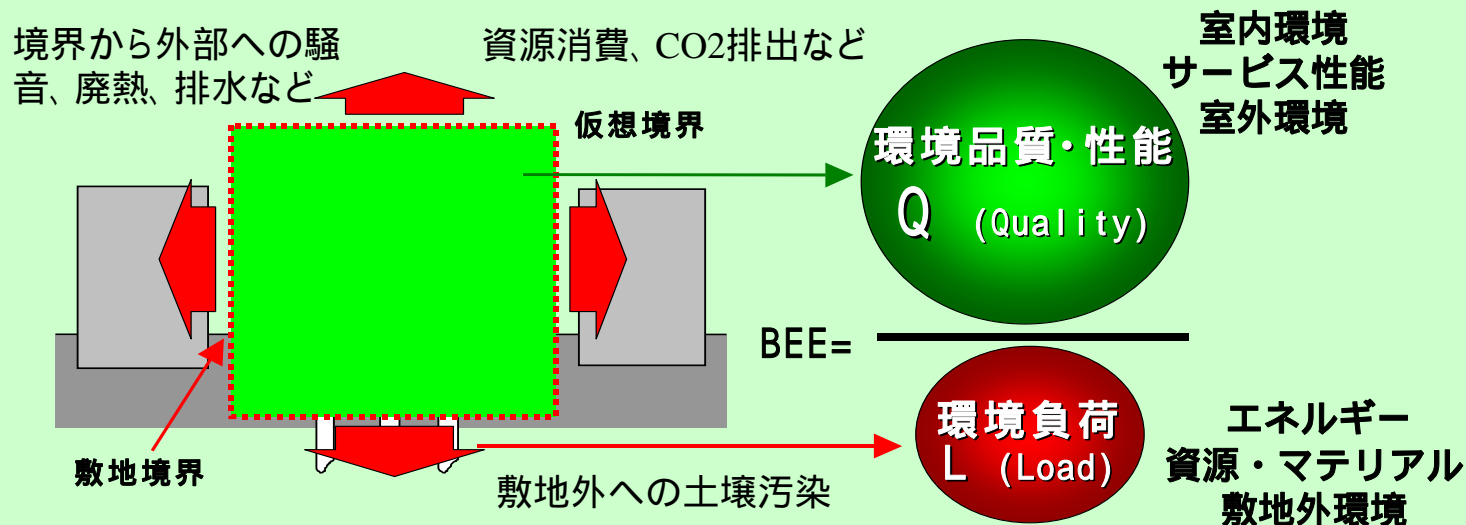
上記届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する**維持保全の状況**を定期的に所管行政庁に報告。(維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及

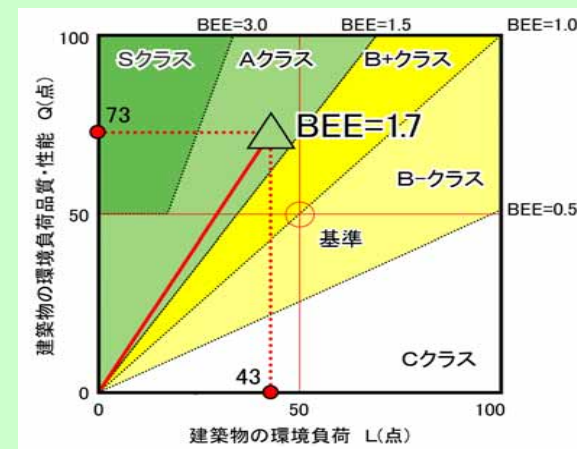
住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す建築物総合環境性能評価システム

CASBEE (Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)

CASBEEのイメージ



評価結果イメージ



評価ツールの一層の充実

- ・CASBEE - 新築(H14)
- ・CASBEE - 既存(H16)
- ・CASBEE - 改修(H17)



- ・CASBEE - まちづくり(H18)
- ・CASBEE - すまい(H19予定)

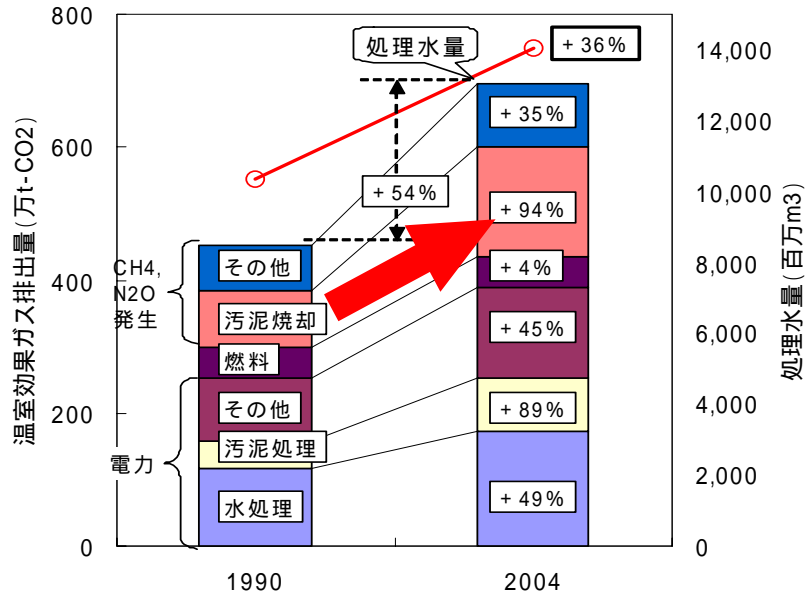
普及に向けた取組

- 国際会議における積極的な情報発信
 - ・サステナブル建築世界会議(SB05)
 - ・国際ワークショップ等
- 地方自治体における活用
 - ・評価結果の提出義務及び公表(名古屋市等)
 - ・マンション広告への評価結果表示義務等

下水汚泥の高温燃焼によるN₂O削減対策の推進

下水汚泥の焼却に伴い、温室効果ガスの一種であるN₂Oが発生
 汚泥焼却からのN₂O排出量は1990年度比で約94%増加しており、その排出抑制対策を推進

< 下水道からの温室効果ガス排出量の推移 >

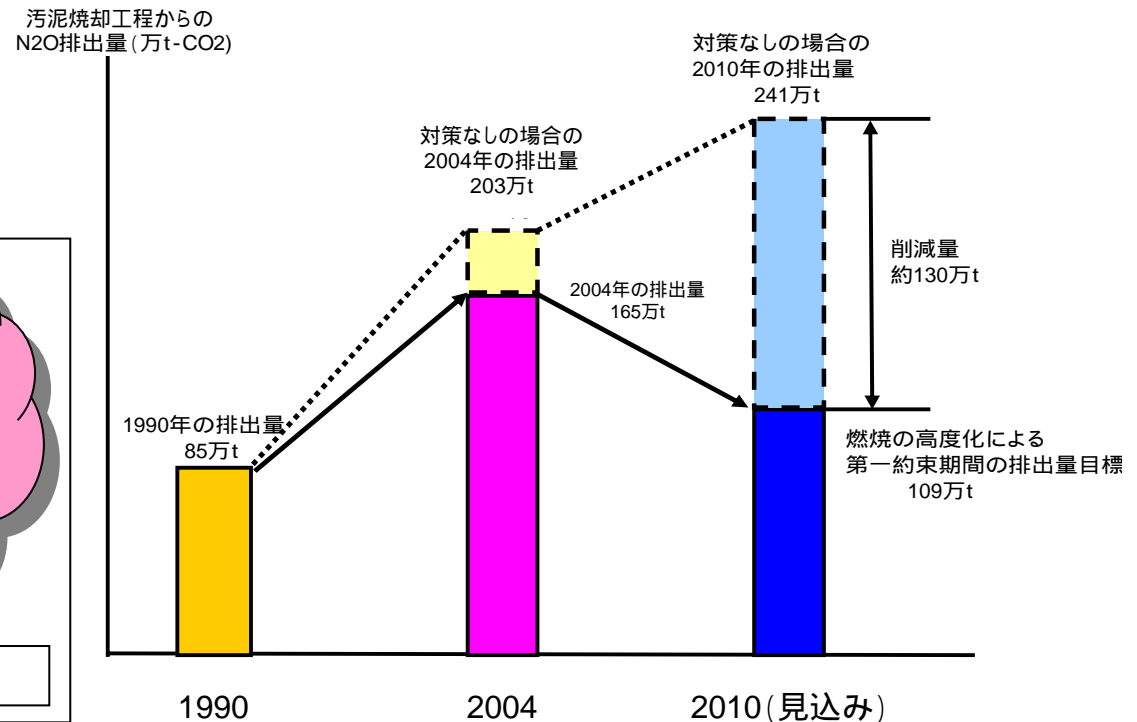


< 高温燃焼による効果 >

- ▶ 仮に対策を講じない場合 (800 で燃焼)、N₂O排出量のCO₂換算は約240万t-CO₂。
- ▶ 対策を講じた場合 (850 で燃焼)、約110万t-CO₂

約130万t-CO₂の削減効果

高温燃焼によるN₂O削減効果の見込み

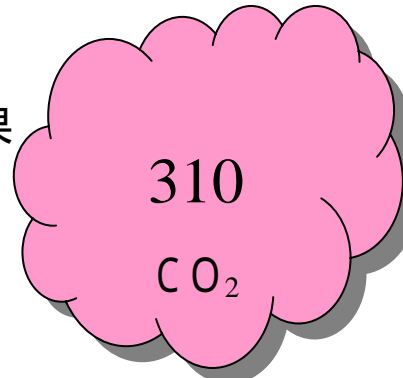


一酸化二窒素 (N₂O) とは？

- ▶ 代表的な温室効果ガスの一つ。
- ▶ N₂Oは、燃焼工程や微生物の働き等により発生
- ▶ N₂Oの地球温暖化係数は310

同等の温室効果

1 N₂O



N₂Oを1削減することは、CO₂を310削減することと同等の効果！

都市緑化等による吸収源対策の推進

地球温暖化対策として、都市の緑化を進めるためには、その重要性を認識した上での国民一人ひとりの行動から、政府による支援施策まで、多様な主体による幅広い取り組みの実施が必要。

都市緑化等は、京都議定書及びマラケシュ合意等に基づき、同議定書3条4項「植生回復」として、森林経営による吸収源3.9%とは別枠で、吸収量計上が可能。

都心部における「みどりの植生回復プロジェクト（仮称）」

都市部のヒートアイランド現象の緩和、吸収源の確保、集約型都市構造の実現、そして美しい都市のたたずまいを実現するため、「みどりの植生回復プロジェクト（仮称）」を推進する。

「22世紀へのバトン

その先の森づくり（仮称）」の実施

都市部のヒートアイランド現象の緩和を図りつつ、吸収源対策に資するとともに、次世代に緑の資産を引き継ぐため、大都市部における森づくりを推進する。

「わたしから贈る未来への1本運動（仮称）」の推進

国民一人ひとりが、自宅の庭や共同住宅のスペース、国公有地や低未利用地を活用して提供する植樹場所に高木植栽を行う、国民運動の展開に取り組む。

全国「みどりの愛護」のつどいの全国展開

緑化活動の裾野をさらに広げるため、国営公園で開催されてきた同つどいを全国に展開。

公共空間・公共公益施設・官公庁・公的住宅等の重点的緑化推進

河川における植樹、都市山麓グリーンベルトの整備などにより豊かな緑を創出



安全かつ快適な道路交通環境、道路景観等を創出



臨海部の廃棄物海面処分場跡地等を活用して港湾緑地を創出



公共空間、公共公益施設、官公庁、公的住宅等について、京都議定書第1約束期間内に、緑化を重点的に推進。

都市公園・緑地保全施策の充実・強化

21世紀環境立国戦略の実現に向けた施策の充実・強化を図る。

交通環境分野におけるアジアを巡る国際連携の強化

これまでの交通環境分野の国際連携

グローバルな枠組みにおける国際連携

G8サミットにおける先進国の連携強化
COP/MOP等における気候変動対策の検討

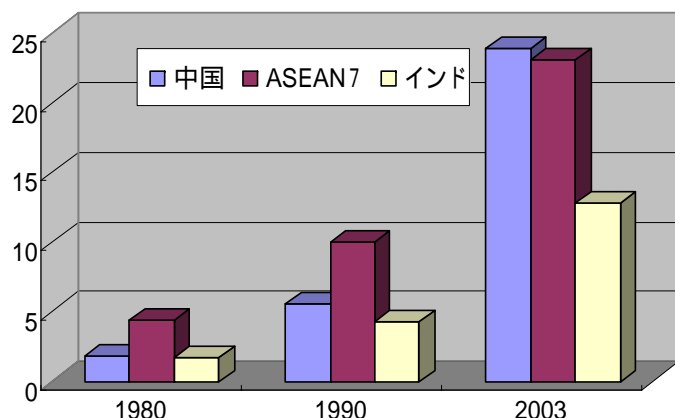


アジアにおける国際連携

日ASEAN交通大臣会合に基づく「環境に優しい交通政策形成支援事業」の推進
日中韓物流大臣会合の行動計画(2006年9月)において「環境にやさしい物流政策に関する意見交換」に合意

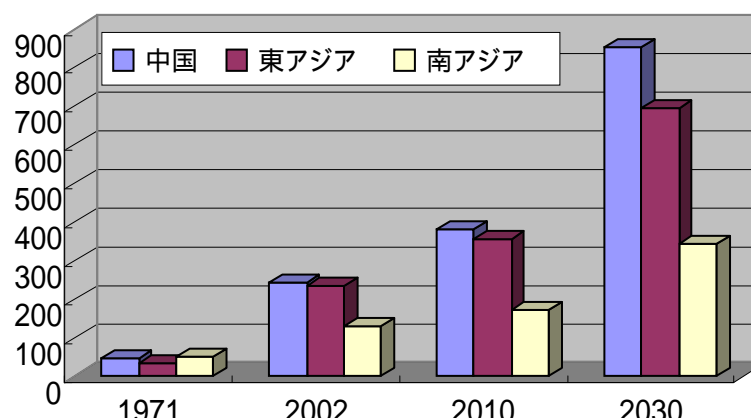
アジア:モータリゼーションの急速な進展による環境の悪化

百万台 図1:自動車保有台数の推移



(出典:エネルギー経済統計要覧'06)

百万トン 図2:交通分野におけるCO2排出量の推移



(出典:IEA World Energy Outlook 2004)

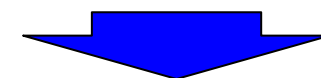
アジアの自動車保有台数はこの20年間で激増(図1)

中国13倍、インド8倍、ASEAN 5倍

交通分野のCO2排出量も急増(図2)

(1971 2002年)
中国5倍、東アジア7倍、南アジア2.5倍

(2002年 2030年:推計)
中国3.5倍、東アジア3倍、南アジア2.5倍



アジアにおけるCO2排出量の急増、大気汚染問題の深刻化

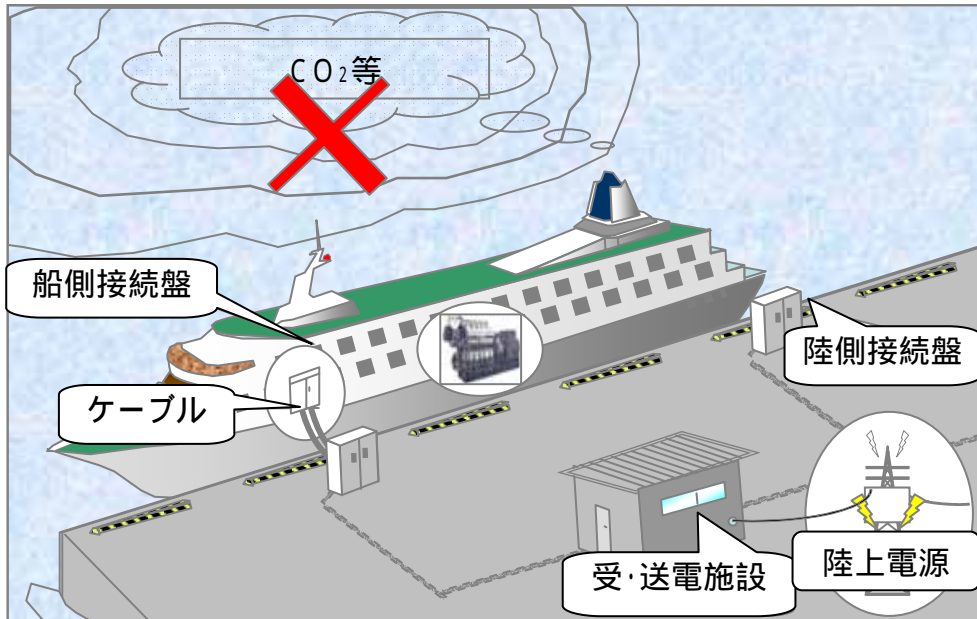
- 交通分野からのCO2排出量及び大気汚染の削減について、日本のリーダーシップにより、**アジア諸国を含めた国際連携の具体的な方向性を検討し、関連国際枠組へ提言。**
- アジア諸国に対するモダルシフトの促進、自動車の低公害化・燃費改善に係る提案等、日本のリーダーシップにより、**アジアにおける環境に関する連携を推進。**

船舶版アイドリングストップの推進

接岸中の船舶が必要とする電力を、船内発電から陸上施設による供給に切り替えること(船舶版アイドリングストップ)を推進することにより、港湾地域におけるCO₂、SO_x等の排出ガスを削減し、大気環境の改善を図る。

施策の効果

日本国内の全内航船がアイドリングストップを実施した場合、東京ドーム約400個分に相当する年間100万トン程度のCO₂が削減可能 等



ロサンゼルス港の動き

船舶等により排出される大気汚染物質の削減を目的として船舶のアイドリングストップ(陸上施設による電力供給)等の施策を推進。

中国船をはじめ一部の大型コンテナ船に対する陸上電力供給を実施中。

国際海事機関(IMO)等の動き

昨年3月に開催されたIMO海洋環境保護委員会(MEPC)において、船舶からの大気汚染防止の観点からアイドリングストップの必要性が議論。昨年10月に開催されたMEPCにおいて、まず陸上電力供給施設の国際規格を作成することとし、その作業を国際標準化機構(ISO)に委ねることが合意。

本年夏頃に国際規格の草案が完成予定

国土交通省の対応

今年度実施した接続実験等の検討結果を踏まえ、平成19年度に環境省等と連携して大容量の通電実験を実施。安全性等を考慮した陸上電力供給施設の整備・運用に係る手引書を作成。

国際規格を作成しているISO等の議論に反映